

埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針

平成15年11月15日 知事決裁

平成23年 2月23日 改正

平成31年 3月15日 改正

令和 4年 4月 1日 改正

(目的)

第1 この指針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、国が定めた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日木材利用促進本部決定)及び法第3条に規定する基本理念に即して、法第11条第2項に掲げる必要な事項を定め、埼玉県内の建築物等における県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、県民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この指針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「建築物」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (2)「県有施設」とは、県が事業主体となり建築する公共建築物(法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。)及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (3)「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- (4)「県施工土木工事」とは、県が事業主体となり施工する、道路、森林管理道、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (5)「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁、小屋組等)の全て又は一部を木造とすることをいう。

(6)「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。

(7)「県産木材」とは、原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材又は森林認証制度に基づく認証により、県内の森林から産出されたことが確認できる木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 県は、法第5条に規定する県の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する県有施設及び県施工土木工事における県産木材の利用に努める。

2 県は、埼玉県内において非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物を整備する事業者に対して、積極的な県産木材の利用の理解と協力を求める。

(県有施設における木材の利用の目標)

第4 県有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、原則として木造化する。

(1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。

(2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。

(3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 県有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる部分について、可能な限り木造化・木質化を進める。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、原則として県産木材を使用する。

4 木造化・木質化の実施にあたっては、県内で一般に流通している製材品を最大限に使用するとともに、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLTや新たな木質耐火部材等の活用に努めるものとする。

(県有施設の備品及び消耗品)

第5 県有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(県有施設の暖房器具等)

第 6 県有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする器具等の導入に努める。

(県施工土木工事等の木材利用)

第 7 県施工土木工事及び県有施設の外構工事においては、間伐材等の県産木材及び県産木材を用いた製品を積極的に使用する。

(市町村等への要請)

第 8 県は、市町村、県関係公社及び公益法人等が行う施設の整備及び土木工事について、この指針の目的を踏まえて、積極的な県産木材の利用を要請する。

2 県は、市町村に対して、法第 12 条に規定する当該市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針の作成に努めるよう要請する。

3 県は、国又は地方公共団体以外の者であって建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、法第 8 条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力し、この指針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

4 県は、林業従事者、木材製造業者、木材の利用の促進に取り組む設計者等に対して、建築物を整備する者のニーズに対応した品質の確かな県産木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、県産木材の利用方法の提案等に努めるよう要請する。

5 県は、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、法第 6 条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように県産木材の安定供給に努めるとともに、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに県産木材を含む合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るよう要請する。

(P R 及び普及)

第 9 県は、県有施設及び県施工土木工事における木材の利用の促進の意義等に

ついて県民に分かりやすく示すよう努める。

- 2 木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、積極的に普及啓発に取り組むものとする。
- 3 県は、県産木材を活用した優良な施設に対して表彰を実施するなど、県産木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努める。
- 4 県有施設の管理者等は、多くの県民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

（供給体制の整備及び情報提供）

- 第10 県は、品質が確保された県産木材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、県産木材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。
- 2 県は、法第13条に則り、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における県産木材の利用が促進されるよう、木造建築物の普及、県産木材利用に関する人材育成、研究及び技術の開発・普及に努める。
- 3 県は、市町村相互の連携を緊密にすることにより、公共建築物を整備しようとする市町村や、建築物における木材の利用を促進しようとする市町村及び建築物を整備する事業者に対し、埼玉県木造建築技術アドバイザー制度などを活用して、県産木材の調達についてその区域内の情報や県産木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、県産木材の利用に取り組みやすい体制整備に努める。
- 4 県は、法第16条の規定に基づき、CLTや木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努める。
- 5 県は、木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効

果を示す手法の普及、建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理面、身体面及び生産効率等に及ぼす効果の発信等に努める。

6 県は、木材の供給に携わる者の取組を促進するため、法第 17 条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図る。

7 県は、法第 14 条に則り、県産木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成及び需要の開拓のための必要な措置等に努める。

(コスト縮減への留意)

第 11 この指針の運用にあたっては、県内で一般に流通している製材品をなるべく多く使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、適正なコスト縮減に留意する。

(建築物木材利用促進協定制度の活用)

第 1 2 県は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における県産木材の利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

2 県は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針及び本指針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

3 県が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や埼玉県木造建築技術アドバイザー制度などを活用して県産木材の利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信する。

(適用)

第 13 この指針は、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

2 この指針は、平成 2 3 年 2 月 2 3 日から改正する。

3 この指針は、平成31年3月15日から改正する。

4 この指針は、令和4年4月1日から改正する。

別表（木造化・木質化する県有施設）

	用途	内装の木質化を図る部分	外壁等の木質化を図る部分
公共建築物	<ul style="list-style-type: none">・学校・福祉施設・医療施設・スポーツ・文化施設・公営住宅・庁舎・職員住宅等	<ul style="list-style-type: none">・玄関ホール・ロビー・共用廊下・主要な居室	<ul style="list-style-type: none">・軒（庇）、ピロティ等の雨よけがある外壁・軒裏及びピロティの天井
工作物	公共建築物に付属する案内板、掲示板、水槽、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具等		